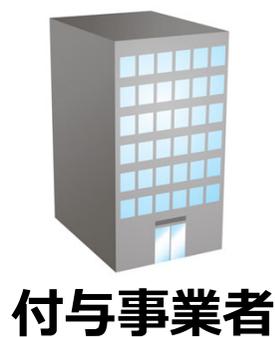


事故報告の流れ

速報（事故発覚から概ね3～5日以内） : 
確報（事故発覚から原則30日以内） : 

次スライド「速報が必要な事故等(1)(2)」に該当する場合は、確報に先立ち、速報の提出が必要です。



付与事業者

速報



確報



審査機関

事故等に該当する事象が発生した場合、前回審査を受けた審査機関へ事故報告書（確報）を提出する必要があります。

※次スライド「速報が必要な事故等(1)(2)」に該当する場合は、個人情報保護委員会への速報・確報も必要です。

速報が必要な事故等（1）

審査機関（又は付与機関）に速報が必要な事故等

- ① **要配慮個人情報**が含まれる事故等
- ② 不正に利用されることにより**財産的被害が生じる**おそれがある事故等
- ③ **不正の目的をもって行われた**おそれがある事故等
- ④ 個人情報に係る本人の数が**1000人を超える**事故等
- ⑤ （プライバシーマーク付与事業者）その他、付与機関がプライバシーマーク付与適格性審査基準における重大な違反があると認めた事態

※いずれも事故等が発生したおそれがある事態も含める



発覚日から概ね3～5日以内に、審査機関（JIPDECを含む）へ報告してください。
なお、①～④に該当する場合は、個人情報保護委員会（権限委任を受けた分野においては事業所管大臣も含む）への報告も必要です。

速報が必要な事故等（2）マイナンバーに関する重大な事案

審査機関（又は付与機関）に速報が必要な事故等

- ① 情報提供ネットワークシステム等又は個人番号利用事務を処理するために使用する情報システム等で管理される特定個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- ② 不正の目的をもって行われたおそれがある特定個人情報の漏えい等が発生し、若しくは発生した恐れがある事態又は不正の目的をもって、特定個人情報を利用・提供され、若しくは利用・提供されたおそれがある事態
- ③ 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報が電磁的方法により不特定多数の者に閲覧され、又は閲覧されるおそれがある事態
- ④ 漏えい等が発生し、若しくは発生したおそれがある特定個人情報又は番号法に反して利用・提供され、若しくは利用・提供されたおそれがある特定個人情報に係る本人の数が100人を超える事態



発覚日から概ね3～5日以内に、審査機関（JIPDECを含む）へ報告してください。
なお、個人情報保護委員会への報告も必要です。